

今年度から始まります！

ごみステーション施設整備補助金制度について

(概要)

地域の良好な生活環境の向上を図るため、一般家庭から出るごみを収容するための施設の購入及び設置に対して補助金を交付します。

○交付対象となる施設

次の要件をいずれも満たす施設に対して補助します。

- (1) 箱型かつ固定設置型で構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの。
- (2) 原則10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの。
- (3) 衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの。
- (4) ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの。
- (5) 土地等の占用・使用許可又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの。

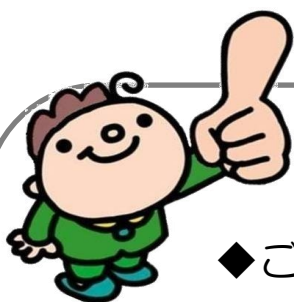
○補助金の額

設置費用（消費税を含む）の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）
限度額50,000円

※年度内で先着20件まで

※原則、年度内で1町内自治会等に対し1件まで

※他の補助制度を利用して購入する施設は対象外です



施設設置時の注意！

◆ごみステーション施設を設置する場所を確保しましょう。

ごみステーション施設の補助金を申請する際には、施設を設置する土地の履歴事項全部証明書、土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書が必要になります。



事前に施設設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらいましょう。
(土地の所有者については、法務局で土地の履歴事項全部証明書を取得してご確認ください！)

ごみステーション施設の補助金交付までの流れ

申請書の取り寄せ (自治会)

ごみ減量推進課に電話連絡または来課等で補助金申請に必要な書類を入手してください。

申請書の提出 (自治会)

【提出先】
熊本市ごみ減量推進課（窓口）

設置及び購入先が決定したら関係書類を窓口に直接提出してください。

【提出書類】

- ・ごみステーション施設整備補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置見積書又は販売価格の分かるもの
- ・設置場所の位置案内図
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書
- ・土地の履歴事項全部証明書

※申請内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合は申請内容変更届の提出が必要になります。

- ・ごみステーション施設整備補助金交付申請内容変更・事業中止届（様式第2号）

決定通知の送付 (ごみ減量推進課)

申請書類を確認後、下記の通知書を送付します。

- 〈補助金の交付を適当と認めた場合〉
- ・ごみステーション施設整備補助金交付決定通知書（様式第3号）

施設の設置及び購入 (自治会)

ごみステーション施設整備補助金交付決定通知書（様式第3号）の確認後、施設の設置及び購入を開始してください。

請求書及び完了届の提出 (自治会)

【提出先】
熊本市ごみ減量推進課（窓口）

施設の設置完了後、関係書類を窓口に直接提出してください。

【提出書類】

- ・ごみステーション施設整備補助金交付請求書及び受領委任書（様式第4号）
- ・ごみステーション施設設置完了報告書（様式第5号）
- ・領収書
- ・完成写真
- ・通帳の写し

補助金の支払い (ごみ減量推進課)

関係書類の確認後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

【問い合わせ】

熊本市ごみ減量推進課 328-2365